



私も議員になって14年、4期目の前半が終了致しました。

この間お支え頂きました皆様に感謝申し上げます。

今回のNo56 報告書では4期目前半の成果や取組を振り返りご報告させていただきます。



## == 4期目前半の具体的成果!! ==

①	<h3>コロナ対策条例の制定</h3> <p>新型コロナウイルス感染症による休業手当支給条例制定を要望、実現しました。</p>	
②	<h3>上妻小学校プール早期改修</h3> <p>上妻小学校プールの老朽化が進んでいることを訴えました。当初計画が前倒しされ、市内で一番早い改修となりました。</p>	
③	<h3>つくばサーキットとの避難所協定</h3> <p>千代川地区に浸水想定区域外避難所が少ないことを指摘し提案したつくばサーキットとの災害協定が実現し、災害時にはつくばサーキットも避難所に加わることとなりました(協定発動時)</p>	
④	<h3>避難所を細かく開設</h3> <p>浸水想定区域外のおおむね小学校区ごとに避難所を細かく開設するべきではないかと質問していたところ(コロナ対策の三密回避が主な理由かも知れませんが)14基幹避難所のうち浸水想定区域外のすべての避難所を初めから開設することが市の方針となりました。</p>	
⑤	<h3>議会動画配信開始</h3> <p>1期目から取組み続けてきた、議会の(一般質問)動画配信がスタートしました。議会改革検討委員会のメンバー、議会事務局、等みんなの力で、開かれた議会へ1歩前進です。</p>	
⑥	<h3>ゼロカーボンシティ宣言※</h3> <p>一般質問でとりあげた『ゼロカーボンシティ』宣言が令和3年1月19日になされました。単独での宣言では取手市に次ぐ県内2番目の宣言となりました(共同宣言合わせ25番目の宣言) ※ゼロカーボンシティ宣言(2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロに取り組む表明)</p>	
⑦	<h3>空き家と農地のセット販売</h3> <p>空き家バンク登録物件と耕作放棄地のセット販売(農地法特例)実施を提案、実現しました。移住者呼び込み促進等に繋がってほしいと思います。</p>	
⑧	<h3>公共施設「政治表現」基準確認</h3> <p>公共施設での不当な「政治表現」規制が広がっているという報道を受け、行政内部文書や判例に従い適切な管理を要望 表現活動が政治的であるということを理由としての施設利用制限は行わないことを確認しました。</p>	

# 4 期目前半の取組

①	<b>田んぼダム</b> 治水対策として鬼怒川上流で実施されている『田んぼダム』の実施を提案
②	<b>サンビー千跡地利用</b> 市の財政負担とならないプランの策定を第一に、小中学校共同利用のプール等、複数の提案
③	<b>避難所における車中避難</b> 車中避難の有効性を訴え、その後車中避難の選択も検討されるようになったかと思えます
④	<b>東海第二原発避難計画</b> 避難者受入れ状況調査 及び、下妻市民が避難する場合の方針策定を求めています
⑤	<b>水道台帳の整備</b> 未整備自治体多数との報道を受け、整備を要望
⑥	<b>民間タクシーとバス・鉄道の連携</b> 自宅と公共バスのバス停までを結ぶ方法として、民間タクシーの積極利用（相乗り等）の提案

一般質問

## 公共施設の『政治的表現』規制について

市庁舎広場 広がる「政治的表現」規制 石川  
平川仁、堀越理菜 2020年10月1日 10時30分

シェア ツイート ブックマーク メール 印刷



庁舎が備える「広場」や「庭」での「政治的表現」を規制する自治体が増えている。各自治体は特定の政治主張と結びつけて見られることを避け、「中立を保つため」と説明するが、肝心の「政治的表現が何なのか」ははっきりしない。

民主主義を支える根幹である『表現の自由』の規制が広がっているという記事があり（左記）、私も、そのことを感じている。

様々な意見に表明の機会を与え、何がより正しいのか、みんなで考える。そのような成熟した社会を作るために、公共施設における政治的表現の基準を確認した。

====判例（泉佐野市民会館事件）による公共施設の利用制限が許される基準====

- ①当該公共施設の種類、規模、構造、設備等から見て、利用を不相当とする事由のある場合
- ②利用の希望が競合する場合
- ③施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合（集会の自由を保障することの重要性よりも、集会が開かれることによって人の生命、身体または財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越する場合）（危険性の程度としては、単に危険な事態が生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要）

質問) 9月議会での答弁では判例基準の①②について述べられた、しかし、私が質問をしていたのは③の部分についてである③については判例に従い限定的に解釈すべき、従って表現が単に政治的であることを理由として、公共施設の利用が制限されることはあり得ないという点を確認したい。

答弁) 利用が単に政治的であるという理由のみをもって、利用の制限を行うことはできないものと解釈しております。各施設の利用の許可に当たり、公序良俗規定の適用の可否につきましては、憲法や地方自治法、各施設の条例や規則のほか、議員ご指摘の判例等を基に、各施設の管理者が客観的事実に照らし合わせて判断してまいります。